

岡崎文化協会規約実施規定

昭和 50 年 12 月 5 日制定	平成 12 年 4 月 15 日改正
昭和 58 年 6 月 11 日改正	平成 13 年 4 月 21 日改正
昭和 60 年 6 月 16 日改正	平成 20 年 2 月 19 日改正
昭和 62 年 4 月 25 日改正	平成 29 年 3 月 1 日改正
平成元 年 4 月 30 日改正	平成 30 年 2 月 28 日改正
平成 2 年 4 月 21 日改正	平成 31 年 2 月 27 日改正
平成 3 年 4 月 20 日改正	令和 3 年 3 月 26 日改正
平成 7 年 4 月 22 日改正	令和 6 年 4 月 20 日改正

第 1 条 岡崎文化協会規約（以下「規約」という。）第 17 条の規定により必要な事項を定めるものとする

第 2 条 協会に加入しようとする個人又は団体は、会長又は部会長の承認を得て様式第 1 号による加入届を、脱退しようとする個人又は団体は、様式第 2 号による脱退届を会長に提出しなければならない。

2 登録内容を変更しようとする個人又は団体は、会長に変更を届出なければならない。

第 3 条 規約第 6 条に規定する部会に次の役員を置く。

部 会 長 1 人
副 部 会 長 2 人
委 員 若干人

第 4 条 規約第 9 条第 2 号に規定する理事の人数は次のとおりとする。

- (1) 美術部会 9 人以内
- (2) 文化部会 12 人以内
- (3) 芸能部会 22 人以内

第 4 条の 2 規約第 9 条第 1 号及び第 3 号に規定する会長、副会長、書記、会計、監事、機関誌編集局長の候補者推薦は、選考委員会により行う。

2 選考委員は各部会長及び副会長でもって組織する。

第 5 条 協会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人の正会員 年額 5,000 円
- (2) 団体の正会員 年額 10,000 円
- (3) 個人の賛助会員 年額 3,000 円
- (4) 団体の賛助会員 年額 10,000 円

2 正会員が、12 月末までに当該年度分の会費を納入しないときは、退会の意思表示をしたものとみなす。

3 賛助会員が、12 月末までに退会の意思を示さなかった場合、次年度についても賛助会員継続の意思表示をしたものとみなす。

4 新たに協会に加入した正会員の加入金は、団体 10,000 円、個人 5,000 円とする。

5 新たに協会に加入した正会員は、前項の加入金及び第 1 項の年会費を納入した後でなけれ

ば、正会員としての活動ができないものとする。

6 協会を退会した個人又は団体が再度加入する場合、加入金は不要とする。

第6条 前条第1項の会費は、総会の議決により、その一部を特別会計として積み立てることができる。

第7条 部会長は、必要により部会に属する正会員による代表者会議と役員会を招集することができる。

2 規約第8条に規定する会長及び副会長は、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第8条 規約第13条の規定による会議の成立に必要な定足数は委任状を認めるものとする。

附 則

1 この規定は令和6年4月20日から施行する。

岡崎文化協会慶弔規定

昭和62年4月25日制定
平成3年4月20日改正
平成12年4月15日改正

区 分	該 当 者	内 容
死 去	役 員 加盟団体代表者	生花一对、香典10,000円
	県内文化協会長	弔 電
入 院 (1か月以上)	役 員 加盟団体代表者	見 舞 金 5,000円

・上記の規定以外については、会長が決定するものとする。